

八王子市妊産婦訪問指導実施要綱

平成9年4月1日施行

改正	平成12年4月1日	平成14年4月1日
	平成15年11月1日	平成16年10月1日
	平成26年4月1日	平成29年4月1日

第1条 目的

この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第17条に規定する妊産婦の訪問指導の実施について必要な事項を定め、もって妊婦、産婦及びその家族等に適切な訪問指導を行い、妊娠期及び産じょく期等における疾病又は異常の早期発見、治療等について助言するとともに、妊産婦が安心して出産し、及び育児することができるよう支援することを目的とする。

第2 訪問指導等の対象者

訪問指導の対象者は、市内に住所又は居所を有する次に掲げる者とする。

- (1) 妊娠高血圧症候群、糖尿病等の疾病にかかっている疑いがあるなど、妊娠又は出産に支障が生じるおそれのある者
- (2) 多胎妊娠の者
- (3) 出産又は育児に対する不安等が強くある者
- (4) その他訪問指導が必要と認められる者

第3 対象者の把握

1 訪問指導の対象者の把握は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 相談及び教育時における面接
- (2) 本人又は家族等からの電話等による連絡
- (3) 新生児訪問指導時における面接
- (4) 妊娠届出書による連絡
- (5) 妊婦健康診査結果通知票による連絡
- (6) 医療機関等からの連絡
- (7) 他区市町村からの連絡

2 訪問指導の対象者を把握したときは、妊産婦訪問指導管理台帳（第1号様式（様式略）。以下「管理台帳」という。）に必要事項を記載するものとする。

第4 訪問指導の回数

訪問指導の回数は、対象者1人について1回とする。ただし、引き続き支援が必要と認められる妊婦及び産婦については、訪問指導を継続するものとする。

第5 訪問指導の内容

訪問指導の実施に当たっては、次に掲げる指導内容に留意するものとする。

- (1) 妊婦及び産婦に対する問診に当たっての留意事項
 - ア 妊娠、分娩及び産じょくにおける健康状態
 - イ 家族の健康状態
 - ウ 妊産婦の既往歴及び現在の症状
 - エ 妊娠、分娩及び産じょくに関する指導の状況
 - オ 妊産婦の家庭環境等
- (2) 妊婦及び産婦に対する指導に当たっての留意事項
 - ア 妊娠、分娩、産じょく及び育児に関する知識
 - イ 健康診査の勧奨
 - ウ 流産・早産、妊娠高血圧症候群（後遺症等を含む）等の早期発見
 - エ 妊娠期の歯科疾患の予防及び治療
 - オ 生活環境
 - カ 精神保健
 - キ 乳房及び乳首の手当て
 - ク 家族計画
 - ケ 福祉関係施策の紹介等
- (3) 妊婦又は産婦が不在であった場合の対応
妊婦又は産婦に対する次回訪問の通知（第2号様式（様式略））

第6 訪問指導の従事者

- 1 訪問指導に従事する者は、市職員のうち保健師又は助産師の資格を有する者、及び市が委託契約した妊産婦訪問指導員で市が実施する新生児・妊産婦訪問指導員研修を修了した者（以下「訪問指導員」という。）とする。
- 2 新生児・妊産婦訪問指導員研修は、次に掲げる項目について実施するものとする。
 - (1) 新生児・妊産婦訪問指導事業の概要
 - (2) 委託事業における注意事項
 - (3) 母子保健事業に関すること。
 - (4) 訪問指導の実技に関すること。
- 3 第3により訪問指導の対象者を把握した場合において、訪問指導員による訪問が適当であると認められるときは、妊産婦訪問指導指示票（第3号様式（様式略））を作成し、訪問指導員に訪問を指示するものとする。
- 4 訪問指導員は、訪問指導が適切かつ円滑に行われるよう、必要に応じて市の担当保健師と密接に連絡をとるものとする。
- 5 訪問指導員は、訪問指導を行う際は、新生児・妊産婦訪問指導員証（第4号様式

(様式略)) を携行し、必要に応じて提示するものとする。

第7 訪問指導の記録

- 1 市職員が訪問指導を行った場合は、その状況を妊産婦訪問指導票（第7号様式（様式略））。以下「訪問指導票」という。）に記録するものとする。
- 2 訪問指導員が訪問指導を行った場合は、その状況を妊産婦訪問指導票（第7号様式（様式略））。以下「訪問指導票」という。）に記録するものとする。

第8 訪問指導の報告

- 1 訪問指導員は、その月に訪問指導した結果を妊産婦訪問指導記録票（第8号様式（様式略））に記録し、訪問指導票を添えて市長に提出するものとする。ただし、訪問した相手方が不在の場合は、その場で市の保健師に連絡し、その指示に従う。
- 2 訪問指導員は、訪問先が不在等のため、やむなく引き返す場合は、保護者に対する次回訪問の通知（第2号様式（様式略））及び母子保健事業の案内等を訪問先に配布する。
- 3 訪問指導員から訪問指導票の提出があったときは、管理台帳に受理年月日を記入するとともに、相談記録（第6号様式（様式略））に必要事項を記録するものとする。

第9 訪問指導の事後措置

訪問指導により疾病又は異常の疑いのある妊婦及び産婦を発見した場合は、必要に応じて専門医療機関の受診を勧奨するなど、適切な措置をとるものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。